

## さいたま市水道局工事成績評定評価委員会設置要領

平成15年4月1日設定

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市水道局工事成績評定結果通知公表要領（平成15年4月1日設定）第4条第2項の規定に基づき、工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 受注者から成績評定について説明請求があったときの回答内容
- (2) 評定の修正の必要の有無
- (3) 評定の修正を行う場合は、修正した結果

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、給水部長とする。
- 3 委員は、当該工事の所管課長及び水道工事検査監（以下「検査監」という。）とする。
- 4 当該検査を行った検査監は、委員から除外する。

(意見の聴取)

第4条 委員会の開催に当たり、必要に応じて監督員、総括監督員及び水道工事検査員（さいたま市水道局工事特命検査要綱（平成18年4月1日設定）第2条第1項に規定する工事については、指定検査員）の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、工事所管課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員会が定める。

附 記

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。